

役員報酬等規程

沿 革

制定 平成 17. 4. 1

改正 平成 20. 3.26

〃 平成 21. 4. 1

〃 平成 22. 4. 1

第 1 条 徳島県信用保証協会の役員報酬等は、この規程によるものとする。

第 2 条 常勤役員のうち、会長の報酬月額、理事会の承認を得て決定するものとし、その他の常勤役員の報酬は会長が定める。

第 3 条 常勤役員の賞与は、公務員賞与の状況その他諸般の事情を考慮して会長が定める。

第 4 条 常勤役員には給与規程に準じて通勤手当を支給する。

第 5 条 非常勤役員の報酬は、月額 8,000 円とする。

第 6 条 前条の規定にかかわらず、会計事務に専門知識を有する監事が会計決算の予備的な監査に従事する場合の報酬の額は、諸般の状況を勘案して会長が定める。

附則

1. この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

1. 〃 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

1. 〃 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改正前の規程により決定されている報酬月額は従前の例による。